

内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 札幌市
- 二 構造改革特別区域の名称 札幌市高度ICT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二 構造改革特別区域の名称 オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

三 構造改革特別区域の範囲 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町
- 二 構造改革特別区域の名称 北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人研修生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

内閣府告示第四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 弘前市
- 二 構造改革特別区域の名称 弘前IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 弘前市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三三二（一一四四及び一一四六

）

内閣府告示第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第五百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県
- 二 構造改革特別区域の名称 秋田IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秋田県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 足利市
- 二 構造改革特別区域の名称 足利英会話教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 足利市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日光市
- 二 構造改革特別区域の名称 日光市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 日光市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

内閣府告示第四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月二十七日内閣府告示第九百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 ちばeビジネス振興・IT基盤人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 京葉臨海コンビナート活性化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 市原市及び袖ヶ浦市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） ポイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業（九一一一）

内閣府告示第五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十三日内閣府告示第三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 二 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一―）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二―（八〇―））、運動場に係る要件の弾力化

による大学設置事業（八二八）及び空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 八王子市
- 二 構造改革特別区域の名称 情報産業人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 八王子市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一）（八〇一）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事

業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する

講座開設事業（一一三三）（一一四四及び一一四六）

内閣府告示第五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際ＩＴビジネス交流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相模原市
- 二 構造改革特別区域の名称 藤野『教育芸術』特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 相模原市の区域の一部（旧藤野町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

(八二〇(八〇一 二))

内閣府告示第五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟市
- 二 構造改革特別区域の名称 新潟市IT人材ステップアップ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新潟市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）一一四三及び一一四五（）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県
- 二 構造改革特別区域の名称 やまなしIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山梨県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊東市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊東市書道教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊東市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 二 構造改革特別区域の名称 あいちIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県
- 二 構造改革特別区域の名称 三重県ITスペシャリスト育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三重県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年二月二十日内閣府告示第二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 ホスピタリティ都市構想特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長浜市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都市
- 二 構造改革特別区域の名称 京都市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月二十七日内閣府告示第九百三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県
- 二 構造改革特別区域の名称 ひょうごＩＴエキスパート育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 兵庫県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県
- 二 構造改革特別区域の名称 ITひろしま・産業人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県及び美祢市
- 二 構造改革特別区域の名称 美祢社会復帰促進センターPFI特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山口県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業（五一〇）及び特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業（五一―及び九二九）

内閣府告示第六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 徳島市
- 二 構造改革特別区域の名称 徳島市情報技術リーダー養成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 徳島市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三三（一一四四及び一一四六

）

内閣府告示第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月二十七日内閣府告示第九百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付
けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市、新居浜市及び西条市
- 二 構造改革特別区域の名称 愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市、新居浜市及び西条市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成事業（五〇六）

内閣府告示第六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新居浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 新居浜市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新居浜市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三三（一一四四及び一一四六

）

内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那覇市
- 二 構造改革特別区域の名称 なはI T人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那覇市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)